

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(法定取消権等に基づいて取り消され、又は解除されたことの確認)</p> <p>3 通達「8」の「法定取消権等に基づいて取り消され、又は解除されたことが……その他により確認される場合」とは、取消権又は解除権の種類に従い、おおむね、次に掲げる事実が認められる場合をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 民法第96条（<u>詐欺又は強迫</u>）の規定に基づくものについては、<u>詐欺又は強迫</u>をした者について公訴の提起がされたこと、又はその者の性状、社会上の風評等から<u>詐欺又は強迫</u>の事実が認められること。</p> <p>(2) ……</p>	<p>(法定取消権等に基づいて取り消され、又は解除されたことの確認)</p> <p>3 通達「8」の「法定取消権等に基づいて取り消され、又は解除されたことが……その他により確認される場合」とは、取消権又は解除権の種類に従い、おおむね、次に掲げる事実が認められる場合をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 民法第96条（<u>詐偽又は強迫による取消権</u>）の規定に基づくものについては、<u>詐偽又は強迫</u>をした者について公訴の提起がされたこと、又はその者の性状、社会上の風評等から<u>詐偽又は強迫</u>の事実が認められること。</p> <p>(2) <u>民法第754条（夫婦間の契約取消権）の規定に基づくものについては、その取消権を行使した者及びその配偶者の経済力その他の状況からみて取消権の行使が贈与税の回避のみを目的として行われたと認められないこと。</u></p> <p>(3) ……</p>